




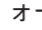
02 | オンライン三原シティカレッジ'21の講座を受講できます(参加費無料)

市、県立広島大学、商工会議所などをつくる三原地域連携推進協議会は、インターネットを使った講座「オンライン三原シティカレッジ'21」の受講者を募集しています。

※ウェブ会議のサービス[Zoom]のダウンロードが必要です。
 ※パソコンやインターネット環境の設定は、受講者自身で行なってください。
 ※誰でも受講できます。詳しくは県立広島大学  で確認してください。



↑県立広島大学 

 各申込期限までに県立広島大学  の申し込みフォームから  県立広島大学三原キャンパス (TEL 0848-60-1200)

講座名	講師	とき	定員	申込期限
排尿トラブルを理解する	①教授 津森 登志子 ②教授 森 大志	11月20日(土) ①10時～11時②11時～12時 ※①と②は連続の講義です。	20人	11月15日(月)
良い声を保つために～ ^{のど} 声の病気とアンチエイジング～	教授 田口亜紀	11月27日(土)10時～11時	20人	11月19日(金)
知っておきたい「食べる・飲み込む」機能の維持～“誤嚥”や窒息、感染症の重症化を予防して、健康寿命を延ばそう～	教授 矢守麻奈	12月4日(土)13時30分～15時	20人	11月29日(月)
女性の健康セミナー～更年期以降を健康で快適に過ごす～  40～50歳代の女性	教授 宮下 ルリ子 講師 奥山葉子	12月25日(土)10時30分～12時	20人	12月20日(月)

くらしの無料相談窓口

相談の種類	とき	ところ	申し込み・問い合わせ先
弁護士法律相談 ※要予約。	①19日(金)②26日(金) ※受け付けは5日(金)8時30分から。	13時～16時	①中央公民館 ②本郷支所 生活環境課 TEL 0848-67-6179
消費生活相談	3日・23日を除く毎週月～金曜日	9時～12時、 13時～16時	市役所本庁3階 ※電話相談可。 消費生活センター TEL 0848-67-6410
消費生活巡回相談 ※要予約。	12日(金)・19日(金)・26日(金)	14時～16時	本郷・久井・大和支所 消費生活センター TEL 0848-67-6410
障害者なんでも相談 ※要予約。	17日(水)	14時～16時	本郷福祉センター
	24日(水)	10時～12時	久井保健福祉センター TEL 0848-63-3319
	11月5日(金)・12月3日(金)		大和保健福祉センター FAX 0848-63-3359
自立サポート相談	3日・23日を除く毎週月～金曜日	8時30分～17時15分	サン・シープラザ4階 自立相談支援センターみはら TEL 0848-67-4568
心配ごと相談	毎週金曜日	13時～16時	サン・シープラザ4階 社会福祉協議会・各地域センター TEL 0848-63-0570
	10日(水)・24日(水)		本郷福祉センター TEL 0848-86-3607
	11月10日(水)・17日(水)・12月1日(水)	9時～12時	久井保健福祉センター TEL 0847-32-7101
	11月12日(金)・12月3日(金)		大和保健福祉センター TEL 0847-34-1214
19日(金)	大和人権文化センター TEL 0847-33-1308		
児童虐待通告窓口	毎日	24時間	保健福祉課 TEL 0848-67-6088
家庭児童相談	3日・23日を除く毎週月～金曜日	9時～17時	市役所本庁2階 家庭児童相談 TEL 0848-61-0121
不登校等に関する悩み相談	3日・23日を除く毎週月～金曜日	9時～16時30分	リージョンプラザ2階 ※電話相談可。 三原ふれあい相談室 TEL 0848-64-7201
学校生活の悩み・体罰などの相談	3日・23日を除く毎週月～金曜日	8時30分～17時15分	三原子どもサポートダイヤル TEL 0848-67-6173 ※時間外は留守番電話で対応。
人権相談	11日(木)	13時～16時	サン・シープラザ4階 人権推進課 TEL 0848-67-6044
	3日・23日を除く毎週月～金曜日	10時～16時	市役所本庁3階 人権文化センター TEL 0848-66-1111
			本郷人権文化センター TEL 0848-86-3333
8時30分～17時15分	大和人権文化センター TEL 0847-33-1308		
女性相談 (DVや家庭不和など)	3日・23日を除く毎週月～金曜日	9時30分～16時	市役所本庁2階 ※電話相談可。 女性相談室 TEL 0848-61-0122



11月のお知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

01 | 自然災害から大切な命を守りましょう

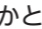
市が発令する避難情報対象区域の表記を変更しました

今まで避難情報の発令は、次の3つの場合がありました。

- ①市全域に発令する場合
- ②旧市町単位で発令する場合
- ③旧小学校区単位で発令する場合

これを次のように変更しました。


- ②の旧市町単位での発令を「大和町」や「久井町」などの旧市町名称で発令
- ③の旧小学校区単位での発令を住所を基準とした町名や大字などの地域名で発令

自宅や職場がどの区域に該当するかを把握し、ハザードマップなどを見て、身の回りにどんな災害が起こる可能性があるかということやいざというときの避難場所を市  など改めて確認してください。

【表記例】

	旧表記 ※()は、市民メールの表記	新表記
例①	三原市全域	(変更なし)
例②	神田地区、神田東地区、大草地区、和木地区、榎梨地区(大和町)	大和町
例③-1	三原地区(三原小地区)	旭町、古浜、東町、館町、城町、港町、本町、西町、桜山町、駒ヶ原町、八坂町
例③-2	西地区(西小地区)	西宮、西野、頼兼、宮浦、新倉、大畑町、学園町
例③-3	神田地区	大和町下徳良、大和町萩原、大和町福田、大和町篠、大和町蔵宗


※例③については、災害発生の危険が高まっている範囲に応じて、地域を更に限定して発令する場合があります。


※市  で各区域の表記一覧を掲載しています。



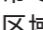

市 

●緊急地震速報訓練に参加を

地震などの発生に備えて、全国瞬時警報システム(Jアラート)を利用した緊急地震速報訓練を実施します。FM告知端末ラジオ、FMみはら(87.4メガヘルツ)、市内に設置している屋外スピーカーから訓練放送が流れます。放送が流れたら、姿勢を低くして机の下に隠れるなど、速やかに身を守る「安全行動」を取ってください。
 5日(金)10時から1分間程度

 危機管理課(TEL 0848-67-6066 FAX 0848-67-6164)

●市のウェブ版ハザードマップの活用を

市では、津波や液状化、土砂災害などの想定される区域を示したハザードマップを作成し、市  で公開しています。自宅や学校、会社などにどのようなリスクがあり、どこに避難するかを事前に確認しましょう。
 ※市  で見ることができない人は、危機管理課または各支所窓口で印刷した物を見ることが出来ます。



↑市 